

北海道運輸局公示第49号

(平成27年 3月20日一部改正)
(平成27年 7月13日一部改正)
(平成27年 8月19日一部改正)
(平成28年 7月13日一部改正)
(平成29年 7月14日一部改正)
(平成29年 9月11日一部改正)
(平成29年12月26日一部改正)
(平成30年 8月24日一部改正)
(令和元年 8月26日一部改正)
(令和2年 7月28日一部改正)
(令和3年 7月19日一部改正)
(令和4年 7月26日一部改正)
(令和5年 8月 1日一部改正)

準特定地域における期間限定減車の対象地域等について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」(平成23年5月30日付け北海道運輸局公示第7号。以下「期間限定減車公示」という。)の記2の規定に基づき、期間限定減車の対象地域等を定めたので下記のとおり公示する。

平成27年1月27日

北海道運輸局長 渡 邊 良

記

1. 対象地域の指定

なし

2. 対象事業者

基準車両数からの減休車率が、次の割合以上である一般タクシー事業者とする。

なし

3. 対象地域の指定期間

なし

附 則

この公示は、公示の日から適用する。

附 則（平成27年3月20日付け北海道運輸局公示第78号）

この公示は、平成27年3月20日から適用する。

1. 「特定地域における期間限定減車の対象地域等について」（平成23年5月30日付け北海道運輸局公示第8号）については、平成27年3月31日付けで廃止する。
2. この公示の適用前に、平成27年3月31日を期限として期間限定減車公示2（4）①に規定する届出をしている期間限定減車については、同2（4）①に規定する期間延長の届出を行うことにより、引き続き平成28年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（平成27年7月13日付け北海道運輸局公示第15号）

この公示は、平成27年7月13日から適用する。

附 則（平成27年8月19日付け北海道運輸局公示第23号）

この公示は、平成27年8月19日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（平成28年7月31日）まで認めることとする。

附 則（平成28年7月13日付け北海道運輸局公示第31号）

この公示は、平成28年7月13日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（平成29年7月31日）まで認めることとする。

附 則（平成29年7月14日付け北海道運輸局公示第19号）

この公示は、平成29年7月14日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（平成30年7月31日）まで認めることとする。

附 則（平成29年9月11日付け北海道運輸局公示第36号）

この公示は、平成29年9月11日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（平成30年7月31日）まで認めることとする。

附 則（平成29年12月26日付け北海道運輸局公示第63号）

この公示は、平成29年12月26日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（平成30年7月31日）まで認めることとする。

附 則（平成30年8月24日付け北海道運輸局公示第34号）

この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（平成31年7月31日）まで認めることとする。

附 則（令和元年8月26日付け北海道運輸局公示第44号）

この公示は、令和元年8月26日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（令和2年7月31日）まで認めることとする。

附 則（令和2年7月28日付け北海道運輸局公示第25号）

この公示は、令和2年7月28日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（令和3年7月31日）まで認めることとする。

附 則（令和3年7月19日付け北海道運輸局公示第18号）

この公示は、令和3年7月19日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（令和4年7月31日）まで認めることとする。

附 則（令和4年7月26日付け北海道運輸局公示第24号）

この公示は、令和4年7月26日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（令和5年7月31日）まで認めることとする。

附 則（令和5年8月1日付け北海道運輸局公示第37号）

この公示は、令和5年8月1日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示の記2に記載されている期間（令和6年1月31日）まで認めることとする。